

# グループ保険制度

団体定期保険

新規加入・  
増額の  
おすすめ



加入特典として  
「N-コンシェルジュ」が利用できます。  
(詳細は15～16ページをご確認ください。)

**効力発生日**

令和4年12月1日

**申込締切日**

令和4年10月7日(金)

**書類提出先**

株式会社星和ビジネスリンク

- 当保険制度は追加募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入(\*)可能です。
- ・追加募集時に加入(\*)される場合は、加入予定日の前月20日までに株式会社星和ビジネスリンクへ「申込書兼告知書」をご提出ください。
- ・新規に事業所全体で加入する場合は、加入予定日の前月5日までに株式会社星和ビジネスリンクへ「申込書兼告知書」をご提出ください。
- ・なお、効力発生日は、引受保険会社が不備のない「申込書兼告知書」を受理した日の翌月1日となります。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。



ご注意

当パンフレットには金属製品関連工業共済会と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

# グループ保険制度は福利厚生制度の一環としてお役に立っています。



グループ保険制度はここがポイントです。

その  
1

## 掛金がお手頃です。

団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金です！

その  
2

## 医師の診査は不要です。

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。



その  
3

## 24時間保障。

業務上、業務外を問わず24時間保障します。



その  
4

## 福利厚生の充実を。

「掛金事業主負担」加入です。



この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

## この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属(加盟)事業所の所属員等の方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。

### しくみ図(イメージ)



## 主な保障内容

以下の場合に、保険金・給付金をお支払いします。

### 【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

### 【災害保障特約】

災害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により死亡された場合
障がい給付金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がい状態になられた場合
入院給付金	加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に所定の入院を開始され、その入院日数が5日以上となった場合

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

### 参照

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金・給付金をお支払いしない主な場合」(6~7ページ)、【制度の詳細とその他取扱い】(8~12ページ)を必ずご確認ください。



## 保障額と掛金

対象								
疾病による死亡 (高度障がい)に ついての保障額	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	性別	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	
				100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
不慮の事故による 死亡・障がい・ 入院についての 保障額	死亡保険金額 + 災害保険金額		120万円	240万円	360万円	480万円	600万円	
	障がい給付金額 障がい等級1級～6級 ※1		20万円 ～ 2万円	40万円 ～ 4万円	60万円 ～ 6万円	80万円 ～ 8万円	100万円 ～ 10万円	
	入院給付金額(5日以上入院の とき)1日につき ※2		300円	600円	900円	1,200円	1,500円	
月払掛金 (概算)	保険 年齢	15歳～35歳	男性	145円	291円	437円	583円	729円
		(S62.6.2生～H20.6.1生)	女性	108円	217円	326円	435円	544円
		36歳～40歳	男性	171円	343円	515円	687円	859円
		(S57.6.2生～S62.6.1生)	女性	149円	299円	449円	599円	749円
		41歳～45歳	男性	214円	429円	644円	859円	1,074円
		(S52.6.2生～S57.6.1生)	女性	172円	345円	518円	691円	864円
		46歳～50歳	男性	285円	571円	857円	1,143円	1,429円
		(S47.6.2生～S52.6.1生)	女性	224円	449円	674円	899円	1,124円
		51歳～55歳	男性	392円	785円	1,178円	1,571円	1,964円
		(S42.6.2生～S47.6.1生)	女性	286円	573円	860円	1,147円	1,434円
		56歳～60歳	男性	544円	1,089円	1,634円	2,179円	2,724円
		(S37.6.2生～S42.6.1生)	女性	350円	701円	1,052円	1,403円	1,754円
		61歳～65歳	男性	806円	1,613円	2,420円	3,227円	4,034円
		(S32.6.2生～S37.6.1生)	女性	449円	899円	1,349円	1,799円	2,249円
		66歳～70歳	男性	1,171円	2,343円	3,515円	4,687円	5,859円
		(S27.6.2生～S32.6.1生)	女性	589円	1,179円	1,769円	2,359円	2,949円
		71歳	男性	1,517円	3,035円	4,553円	6,071円	7,589円
		(S26.6.2生～S27.6.1生)	女性	766円	1,533円	2,300円	3,067円	3,834円
72歳	男性	1,673円	3,347円	5,021円	6,695円	8,369円		
(S25.6.2生～S26.6.1生)	女性	848円	1,697円	2,546円	3,395円	4,244円		
73歳	男性	1,854円	3,709円	5,564円	7,419円	9,274円		
(S24.6.2生～S25.6.1生)	女性	944円	1,889円	2,834円	3,779円	4,724円		
74歳	男性	2,064円	4,129円	6,194円	8,259円	10,324円		
(S23.6.2生～S24.6.1生)	女性	1,050円	2,101円	3,152円	4,203円	5,254円		
75歳	男性	2,312円	4,625円	6,938円	9,251円	11,564円		
(S22.6.2生～S23.6.1生)	女性	1,165円	2,331円	3,497円	4,663円	5,829円		

※1 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。

不慮の事故により障がい等級1級となった場合は高度障がい保険金があわせて支払われます。

※2 ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

●役員・従業員ごとの保障額に対応する掛金の合計額が会社負担の月払掛金となります。

各事業所の保険金決定基準にしたがって、死亡保険金額(高度障がい保険金額)100万円～1,900万円からお選びください。

●掛金は貴社指定の銀行口座から毎月27日に当月分を振替えます。



本人

Fコース	Gコース	Hコース	Iコース	Jコース	Kコース	Lコース
800万円	1,000万円	1,200万円	1,500万円	1,700万円	1,800万円	1,900万円
960万円	1,200万円	1,440万円	1,800万円	2,040万円	2,160万円	2,280万円
160万円 ～ 16万円	200万円 ～ 20万円	240万円 ～ 24万円	300万円 ～ 30万円	340万円 ～ 34万円	360万円 ～ 36万円	380万円 ～ 38万円
2,400円	3,000円	3,600円	4,500円	5,100円	5,400円	5,700円
1,166円	1,458円	1,749円	2,187円	2,478円	2,624円	2,770円
870円	1,088円	1,305円	1,632円	1,849円	1,958円	2,067円
1,374円	1,718円	2,061円	2,577円	2,920円	3,092円	3,264円
1,198円	1,498円	1,797円	2,247円	2,546円	2,696円	2,846円
1,718円	2,148円	2,577円	3,222円	3,651円	3,866円	4,081円
1,382円	1,728円	2,073円	2,592円	2,937円	3,110円	3,283円
2,286円	2,858円	3,429円	4,287円	4,858円	5,144円	5,430円
1,798円	2,248円	2,697円	3,372円	3,821円	4,046円	4,271円
3,142円	3,928円	4,713円	5,892円	6,677円	7,070円	7,463円
2,294円	2,868円	3,441円	4,302円	4,875円	5,162円	5,449円
4,358円	5,448円	6,537円	8,172円	9,261円	9,806円	10,351円
2,806円	3,508円	4,209円	5,262円	5,963円	6,314円	6,665円
6,454円	8,068円	9,681円	12,102円	13,715円	14,522円	15,329円
3,598円	4,498円	5,397円	6,747円	7,646円	8,096円	8,546円
9,374円	11,718円	14,061円	17,577円	19,920円	21,092円	22,264円
4,718円	5,898円	7,077円	8,847円	10,026円	10,616円	11,206円
12,142円	15,178円	18,213円	22,767円	25,802円	27,320円	28,838円
6,134円	7,668円	9,201円	11,502円	13,035円	13,802円	14,569円
13,390円	16,738円	20,085円	25,107円	28,454円	30,128円	31,802円
6,790円	8,488円	10,185円	12,732円	14,429円	15,278円	16,127円
14,838円	18,548円	22,257円	27,822円	31,531円	33,386円	35,241円
7,558円	9,448円	11,337円	14,172円	16,061円	17,006円	17,951円
16,518円	20,648円	24,777円	30,972円	35,101円	37,166円	39,231円
8,406円	10,508円	12,609円	15,762円	17,863円	18,914円	19,965円
18,502円	23,128円	27,753円	34,692円	39,317円	41,630円	43,943円
9,326円	11,658円	13,989円	17,487円	19,818円	20,984円	22,150円

- 上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和4年12月1日)から適用します。  
追加募集の際に加入(\*)される場合は、掛金が確定している可能性があります。  
掛金は直近更新日時時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、株式会社星和ビジネスリンクまでご照会ください。  
掛金は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- (\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。
- 以下の金額が「制度運営費」として掛金に含まれております。  
死亡保険金額(高度障がい保険金額)100万円あたり10円。

## 加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分で確認のうえ、お申込みください。  
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。  
《本人》金属製品関連工業共済会の会員事業所の役員・従業員の方で  
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。



**ご注意**

一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

- ※会員(事業主)が金属製品関連工業共済会の会員資格を失われた場合には、この保険契約からの脱退手続きが必要です。(この場合、加入されているその会員(事業主)の役員・従業員も年齢によらず脱退となります。)  
また、本人が退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合にも、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
- ・本制度への加入(\*)手続きに際しては、加入(\*)者(被保険者)の同意印が必要です。「申込書兼告知書」に、加入(\*)者(被保険者)の同意印を押印ください。
- ・加入(\*)の同意印のない方は加入(\*)できません。
- (\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

## 保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和5年11月30日までです。  
以降は毎年12月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

## 受取人

- 本人の死亡保険金・災害保険金受取人は、事業主です。  
被保険者の同意を得て、保険契約者が受取人を事業所ごとに別途定めることができます。  
本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択することもできます。
- 本人の高度障がい保険金・給付金受取人は被保険者ご自身です。
- 死亡保険金・災害保険金受取人を事業主とした場合は保険金請求時に労働基準法施行規則第42条(遺族補償を受ける者)および第43条(遺族補償の受給者および順位)に定める遺族補償を受けるべき被保険者の遺族の了解が必要です。

## 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。

## 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

## 制度運営および引受保険会社

- 当制度は金属製品関連工業共済会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した災害保障特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。  
《引受保険会社》 日本生命保険相互会社

**「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。**



この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

## クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みに際してはクーリング・オフの適用はありません。

## 告知に関する重要事項

### 告知の義務

- 被保険者となられる方の健康状態等について、事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)

本人(主たる被保険者)のお申込みにあたり、複数名記入できる連記式の「申込書兼告知書」を使用する場合は、保険契約者が告知してください。

単記式の「申込書兼告知書」を使用する場合は被保険者となられる方で本人が告知してください。

告知内容によっては、ご加入(\*)をお断りすることがありますが、傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(\*)のお申込みをお断りするものではありません。

- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

### 正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただきます。保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

### 告知内容等の確認

- 後日、保険金・給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

## 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、令和4年12月1日(加入日(\*))から保険契約上の責任を負います。

ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)

- 当保険制度は追加募集をしておりますので、上記加入日(\*)以外でも加入(\*)可能です。

追加募集においては、引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、所定の加入日(\*)から保険契約上の責任を負います。

- 追加募集時に加入(\*)される場合は、加入予定日の前月20日までに株式会社星和ビジネスリンクへ「申込書兼告知書」をご提出ください。

新規に事業所全体で加入する場合は、加入予定日の前月5日までに株式会社星和ビジネスリンクへ「申込書兼告知書」をご提出ください。

なお、引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、加入日(\*)は、その翌月1日となります。

- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

## 保険金・給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金・給付金をお支払いしないことがあります。

### 【主契約】

○次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合

- ・加入日(\*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
- ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

### 【災害保障特約】

○次のいずれかにより保険金・給付金のお支払事由に該当した場合



- ・保険契約者、被保険者、保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき
- ・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

### 【死亡保険金以外の保険金・給付金】

○原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(\*)前に生じている場合

### 【すべての保険金・給付金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

### この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。  
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

### 制度内容の変更

- 金属製品関連工業共済会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

### 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

#### 生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

### 保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金・給付金のご請求は、金属製品関連工業共済会経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金・給付金をお支払いする必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金のお支払いの可能性がと思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに金属製品関連工業共済会のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>


「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。



この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

## 保険金・給付金のお支払事由

### ●主契約

<b>死亡保険金</b>	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
<b>高度障がい 保険金</b>	<p>引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p> <b>ご注意</b> なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。</p> </div>

(\*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(\*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

#### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 2. 眼の障がい(視力障がい)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

#### 3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



## ●災害保障特約

### 【災害保険金】

引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(\*1)以後に発生した不慮の事故(\*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、またはこの特約への加入日(\*1)以後に発病した所定の感染症(\*4)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。

上記によって災害保険金をお支払いする場合に、障がい給付金に関し、次のいずれかの事実があるときは、災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害保険金額から差引きます。

- (1) 災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金をすでに支払っているとき
- (2) 災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき

### 【障がい給付金】

引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(\*1)以後に発生した不慮の事故(\*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に<別表 給付割合表(\*3)>のいずれかの身体障がいの状態に該当された場合、次の(1)または(2)に定める金額の障がい給付金をお支払いします。

- (1) 身体障がいの状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
- (2) 身体障がいの状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する種目ごと(ただし、約款に定める身体の同一部位(\*3)(以下、単に「同一部位」といいます。))に生じた2種目以上の障がいについては、そのうち最も上位の種目のみに(1)の規定を適用して得られる金額の合計額

上記(1)(2)の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障がいのあった身体の同一部位に生じた身体障がいについては、すでにあった身体障がい(以下、「前障がい」といいます。))を含めた新たな身体障がいの状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障がいの状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合は、最も上位の種目に対応する給付割合)を差引いて得られる割合を、その身体障がいについての給付割合とします。

(別表 給付割合表参照)

障がい給付金の支払割合は、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、通算して10割をもって限度とします。

なお、災害保険金の支払後に、その災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による同一の被保険者についての障がい給付金の請求を受けても、引受保険会社は、これをお支払いしません。

### 【入院給付金】

引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(\*1)以後に発生した不慮の事故(\*3)による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に所定の入院(\*5)をされ、その入院日数が5日以上となった場合、保険期間中の入院1日につき、入院給付金をお支払いします。同一の被保険者が同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合、入院日数の判定の際には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。

被保険者が災害保障特約の保険期間中に入院を開始し、保険期間の満了日を含んで引続き入院している場合に、この保険契約・特約が更新されないときは、保険期間経過後の入院日数(その入院の退院日までの入院日数)については、保険期間中の入院として取扱います。入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日(更新前の入院日数を含みます。)を限度とします。同一の被保険者が2以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複してはお支払いしません。

(\*3)詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

#### ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>  
保険金・給付金のお受取りについて

- (\*4)所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中以下のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目
コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎<ポリオ>、ラッサ熱、クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱、マールブルグ<Marburg>ウイルス病、エボラ<Ebola>ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)

- (注)新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年1月28日政令第11号)において指定感染症として定められた新型コロナウイルス感染症を含みます。

- (\*5)所定の入院とは、医師(引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することを行います。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- (2) (1)の場合と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設

## 保険金・給付金をお支払いしない場合等(詳細)

### 【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。



- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(\*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。(\*2)

(\*1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(\*2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

### 【災害保障特約】

○引受保険会社は、災害保険金、障がい給付金または入院給付金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、これらの保険金・給付金をお支払いしません。

- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- ・災害保険金の受取人、障がい給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人、障がい給付金の一部の受取人または入院給付金の一部の受取人であるときは、引受保険会社はその残額をその他の受取人にお支払いします。
- ・被保険者の犯罪行為によるとき。
- ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき。
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- ・地震、噴火または津波によるとき。(\*3)
- ・戦争その他の変乱によるとき。(\*3)

(\*3) ただし、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加が、災害保障特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、これらの保険金・給付金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

### 【死亡保険金以外の保険金・給付金】

○高度障がい保険金、災害保険金、障がい給付金、入院給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(\*1)時以後に生じた場合に限りです。(原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(\*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(\*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金・給付金はお支払対象となりません。

### 【すべての保険金・給付金】

次の場合には、保険金・給付金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(\*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(\*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金・給付金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金・給付金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

- ① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ② この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するとき。
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。



## 税務上のお取扱い

### 〔掛金〕

#### 【法人事業所の場合】

役員・従業員のために法人が負担した掛金は制度運営費を差引いた金額が、原則として全額損金に算入でき、その金額は役員・従業員の所得税の課税対象ではありません。

なお、制度運営費の税務取扱いについては、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

#### 【個人事業所の場合】

従業員のために個人事業主が負担した掛金は制度運営費を差引いた金額が、原則として全額必要経費に算入でき、その金額は従業員の所得税の課税対象ではありません。

自身のために個人事業主が負担した主契約の実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象となります。(ただし、配偶者または一定の範囲の親族が保険金受取人の場合に限りです。)

なお、制度運営費の税務取扱いについては、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、災害関係特約(\*)の実質掛金は、生命保険料控除の対象外となります。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

#### ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>

(\*)災害関係特約とは、傷害特約・災害保障特約・交通災害特約・災害割増特約のことをいいます。

※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当グループ保険制度以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当グループ保険制度のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

税務の取扱い等について、令和4年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

## 個人情報の取扱いに関する金属製品関連工業共済会と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、金属製品関連工業共済会(以下、共済会といいます。))を保険契約者とし、共済会所属(加盟)の事業所(以下、事業所といいます。))の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、共済会および事業所は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、共済会がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。

共済会および事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、共済会、事業所等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き共済会、事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。))の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。



# 別表 給付割合表

等級	身体障がい	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

◎上表における  
部位の補足説明





# ご加入の生命保険をご活用いただくために

保障内容をお受取人の方へお伝えください。

保障内容については、【契約概要】「主な保障内容」(2ページ)をご参照ください。

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！

## 【事例】 不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

○A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院した。その後経過良好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院で所定の入院をされた場合、すべての入院期間ではなく、最後に入院されたB病院での入院期間についてのみ入院給付金をご請求いただくケースがみられます。転院前のA病院での入院期間についても入院給付金をお受取りいただける可能性があります。

## 【事例】 不慮の事故が原因で所定の身体障がい状態になられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

○不慮の事故により指を切断したため入院したが、障がい状態は回復せず所定の身体障がい状態となった。

入院給付金のみご請求いただき、障がい給付金についてご請求いただいていないケースがみられます。障がい状態が回復せず所定の身体障がい状態となられた際に障がい給付金をお受取りいただける可能性があります。





# 「申込書兼告知書」記入要領

- ご記入にあたって、まずは、「黒ボールペン」「ご印鑑」をご用意ください。
- この記入要領を参考に、「申込書兼告知書」に必要な事項をもれなくご記入・押印してください。

「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。

事業所の住所・事業所名・代表者名を記入し、会社印を押印してください。

希望者グループ保険（団体定期保険） 申込書兼告知書

日本生命保険相互会社 行

告知欄  
1. 告知事項  
2. 告知事項  
3. 告知事項

事業所コード 所 属 コード

申込日 (告知日) 令和 4 年 10 月 5 日

被保険者番号	被保険者氏名(カタカナ)	加入	性別	生年月日	死亡保険金受取人	申込区分	申込保険金額	告知	ニッセイ始理欄
010	タナカ タロウ	○	男	135411005	ジギョウタシ	7	11000	○	ニッセイ始理欄
010	サトウ イチロウ	○	男	135403115	ジギョウタシ	7	11000	○	ニッセイ始理欄
010	スズキ ジロウ	○	男	135602110	ジギョウタシ	7	11000	○	ニッセイ始理欄
010	タカハシ マリ	○	女	235605005	ジギョウタシ	7	11000	○	ニッセイ始理欄
010	マツモト ハナコ	○	女	240111125	ジギョウタシ	7	11000	○	ニッセイ始理欄
010	ワタナベ カオル	○	女	240511020	ジギョウタシ	7	11000	○	ニッセイ始理欄
010	アキヤマ マサト	○	男	135411005	ジギョウタシ	7	11000	○	ニッセイ始理欄

この保険制度および保険契約の内容並びに、この保険に付する個人情報の取扱いについて、加入時説明に説明資料等を添付し、配布され、了解したうえで、この保険契約の締結者となることに同意し、印刷します。

「申込保険金額」は右の保険金ランクから1つ選んでください。

社員・従業員本人が必ず同意印を押印してください。

性別・生年月日をご記入ください。

死亡保険金受取人をご指定ください。事業主とする場合は氏名欄に「ジギョウタシ」、続柄欄に「ア」とご記入ください。

該当する申込区分に○印をつけ、申込保険金額を右づめでご記入ください。保険金額はパンフレットに記載の死亡保険金額でかつ各事業所ごとの保険金決定基準にしたがってお選びください。

氏名をカタカナで  
ご記入ください。

「申込書兼告知書」  
に記載の告知欄の  
告知事項該当有無  
について○印をつ  
けてください。  
(有の場合は該当の項  
目番号に○印をつけ、  
あわせて「被保険者の  
告知書」をご提出くだ  
さい。)

役員・従業員本人が必ず同  
意印を押印してください。

性別・生年月日をご  
記入ください。

死亡保険金受取人をご  
指定ください。事業主と  
する場合は氏名欄に  
「ジギョウタシ」、続  
柄欄に「ア」とご  
記入ください。

該当する申込区分に○  
印をつけ、申込保  
険金額を右づめで  
ご記入ください。  
保険金額はパンフレ  
ットに記載の死亡保  
険金額でかつ各事  
業所ごとの保険金  
決定基準にしたが  
ってお選びください。

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。



グループ保険制度(団体定期保険)  
ご加入者特典!

ご利用無料!

# あなたのお悩みを専門家がサポート!

<ヘルスケアサポートのご案内>



このようなお悩みに専門家が対応します!  
万一の際の保障に加え、日々の“安心”も確保できます!

- 最近、不安が強く眠れない・・・
- 会社の健康診断で、異常を指摘されたけれどどうすればいいの?
- こどもが急に具合が悪くなって...夜間診療が可能な医療機関は?
- 両親が老人ホームを探しているのだけれど、近くにないかしら?



**Point** 「健康・介護・メンタルヘルス」についてお電話やメールでいつでもご相談になれます!

**Point** 専門医\*・看護師・ケアマネジャー・臨床心理士\*などの専門家が対応します! \*予約制

**Point** 相談内容を第三者にお知らせすることはございませんので、安心してご相談になれます!

**Point** ご加入者、同居のご家族であれば無料でご利用になれます!

## 【ご利用対象者】

グループ保険制度(団体定期保険)のご加入者と同居のご家族

お電話やメール、インターネットサービスでご相談できます!

### <電話サービス>

通話料無料

0120-800-173

ご利用の際、相談員から団体名・年齢・性別・お住まいの都道府県をお伺いします。

また、上記電話番号をご利用になれない場合には、お手数ですがメール相談のご利用、

もしくは03-6737-9626(通話料お客様負担)をご利用ください。

### <インターネット・メールサービス>

URL

<https://www.kenkokaigo.jp/>

(団体番号「kenkou」でログイン)



◆メンタルヘルス相談

メンタルヘルスについて看護師等に相談することができます

メール・ネット

電話

【受付時間】 24時間 年中無休

- 看護師等がカウンセリングを必要と判断した場合は、以下の電話カウンセリングをご案内することがあります
- メール相談と電話相談は相談の対応者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
- メール相談の標準回答は4営業日以内（土日祝日・12/29～1/4を除く）です
- お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
- 予約制1回30分です
- 予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
- お一人様につき年間5回までご利用になれます

◆メンタルヘルスカウンセリング

メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします（予約制）

電話

【予約受付時間】 月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く）9:30～17:00  
 【実施時間】 月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く）9:30～17:00

- お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
- カウンセリングルームにより実施時間は異なります
- 予約制1回50分です
- 予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
- お一人様につき年間3回まで無料でご利用になれます

◆メンタルヘルスカウンセリング

全国47都道府県にあるカウンセリングルームで、メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします（予約制）

対面

【予約受付時間】 月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く）9:30～17:00  
 【実施時間】 月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く）10:00～20:00  
 土曜日（祝日・12/29～1/4を除く）10:00～18:00

◆健康・介護相談

お体の不調や健康管理、ご家族の介護に関する相談に看護師等がお応えします

メール・ネット

電話

【受付時間】 24時間 年中無休

- メール相談と電話相談は相談の対応者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
- メール相談の標準回答は4営業日以内（土日祝日・12/29～1/4を除く）です

◆医療機関・介護施設案内

お近くの医療機関・介護施設や専門の医療機関の情報を提供します

メール・ネット

電話

【受付時間】 24時間 年中無休

- 紹介状等は発行していません
- 受診料等は自己負担となります
- メール相談の標準回答は4営業日以内（土日祝日・12/29～1/4を除く）です

◆有料老人ホーム・健康サービスの取次ぎ

メール・ネット

電話

【受付時間】 月～金曜日（祝日・12/30～1/3を除く）9:00～17:00

- 有料老人ホームの取次ぎでは、全国で提携している有料老人ホームの「入居一時金割引」や「体験入居割引」のご案内をします
- 健康サービスの取次ぎでは、人間ドックの割引取次ぎ、および情報提供を行います

◆専門医相談・女性専用相談・育児相談・管理栄養士相談

専門医相談	約250名の指導医や独自に集積した専門医データベースの中から病状に応じた適切な医師に相談できます
女性専用相談	女性限定で、健康に関する悩みを女性医師に相談できます
育児相談	お子様（小学生まで）の健康に関するお悩みについて、小児科医、看護師等に相談できます
管理栄養士相談	健康保持増進のための栄養、食事に関する悩みについて管理栄養士が相談を受けます

電話

【受付時間】 24時間 年中無休

- 本サービスは相談であり、診察・診療ではありません
- 電話相談のみで紹介状の発行も可能です  
ただし、発行する紹介状は相談情報提供書であるため、医療上の診療情報提供書とは異なります  
このため、紹介先の医療機関を受診する際に特定療養費（初診料）がかかる場合があります

◆FP・税務相談

遺産相続や相続税に関する相談、その他相続手続きについて税理士に相談できます

電話

【受付時間】 月～金曜日（祝日・12/28～1/4を除く）10:00～18:00


- 遺産相続やさまざまな手続きをまとめた冊子（遺族向けガイドブック）をヘルスケアサポートのWEBサイトにてご確認になれます
- 電話番号は他のサービスと異なります。遺族向けガイドブックに記載しております
- ご加入者のご遺族のご相談の利用期間は万一の際から3年間となります

ヘルスケアサポートについてのご留意点

- 記載の内容は2022年3月時点のものであり、今後予告なくサービスの内容を変更する場合や、サービスの提供を終了する場合があります。
- ヘルスケアサポートは、株式会社ライフケアパートナーズが提供する日本生命対象商品のご契約者向け特典であり、ご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。
- 緊急の相談・美容相談・民間療法の相談等については、相談いただけない場合があります。  
医療過誤・医療訴訟等には対応できません。一般的な情報提供を目的としており、医師による診療行為またはこれに類似するものではありません。



## 【お申込み手続き】※募集期間 令和4年9月16日(金)～令和4年10月7日(金)

<p>新規に加入される方</p>	<p>「申込書兼告知書」を株式会社星和ビジネスリンクへご提出ください。 また、死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。</p>
<p>すでに加入されている方</p>	<p>死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。 (「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。) この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。</p>
<p>その他内容の変更 (脱退を含みます。) がある方</p>	<p>「申込書兼告知書」をご提出ください。</p>
<p>内容に変更のない方</p>	<p>従来 of 加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。</p>
<p> ご注意</p>	<p>必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(同意印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。</p>

## ご相談窓口等

<p>ご照会・苦情につきましては、右記の団体窓口までお問合せください。</p>	<p>&lt;金属製品関連工業共済会 事務代行会社&gt; 株式会社星和ビジネスリンク TEL 0120-288-270 〒108-0014 FAX 03-5439-2380 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル4F 【受付時間 平日 10:00～16:00】</p>
<p>引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、右記の日本生命窓口までご連絡ください。</p>	<p>&lt;日本生命お問合せ先&gt; 日本生命保険相互会社 TEL 0120-563-925 法人サービスセンター (通話料無料) ※お問合せの際には、記号証券番号(932-5015)をお知らせください。 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]</p>

## 【指定紛争解決機関】

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保

険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 参照

- 「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。

【障がい】の表記】当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。